建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条および特定建設資材に係る分別解体等に関する省令第4条に基づく書面

記のエ			る法律第13条および特定建設 き事項を次のとおり変更する。
(1) 分別解体等の方法 建築	흔物以外のものに係る解体工事ま た	:は新築工事等(土木工事等)の場合
Ī	工程	作業内容	分別解体等の方法 (解体工事のみ)
程ごとの作業内容および解体方法	仮設	仮設工事 有 無	手作業・機械作業の併用
	土工	土工事	手作業・機械作業の併用 手作業・機械作業の併用
	基礎	基礎工事	手作業
	本体構造	有無 本体構造の工事	手作業・機械作業の併用 手作業
	本体付属品	有 無 本体付属品の工事	手作業・機械作業の併用 手作業
	その他	有 無 その他の工事	手作業・機械作業の併用 手作業
	()	有 無	手作業・機械作業の併用
(2)解体工事に要する費用 (受注者の見積金額]	 直接工事費)	円(税抜き
			ききれない場合は別紙に記載)
特	定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

(5)上記に記載の金額は請負金額に含むものとし、上記各項目の内容に変更を必要とする場合は発注者と受注者の間で協議するものとする。

(受注者の見積金額.....直接工事費)